

告 示

埼玉県告示第千四百九十五号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和六年一月四日から施行する。ただし、別表第一第五項第一号並びに同表第十二項第五号及び第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

令和五年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第四項第一号中「の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付される」を「又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第五十八条第三項（政令第五十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき出納総務課に納付され、又は払い込まれる」に改め、同表第五項第一号中「（証紙徴収に係るものを除く。）」を削り、同表第七項第一号及び第八項第一号中「の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付される」を「又は政令第五十八条第三項（政令第五十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき出納総務課に納付され、又は払い込まれる」に改め、同表第十二項第一号中「の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付される」を「又は政令第五十八条第三項（政令第五十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき出納総務課に納付され、又は払い込まれる」に改め、同表第五号及び第六号中「（証紙徴収に係るものを除く。）」を削り、同表第十五項第一号中「の規定に基づき指定納付受託者から出納総務課に納付されるもの、」を「又は政令第五十八条第三項（政令第五十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき出納総務課に納付され、又は払い込まれるもの並びに」に改める。